

## 東峰村復興計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東峰村は、平成29年7月九州北部豪雨災害からの復旧・復興を目的に東峰村復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するものとし、学識経験者や関係団体、地域住民などの意見・意向を復興計画に反映させるため、東峰村復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 復興計画案の作成及び調整に関すること。
- (3) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 村行政機関の代表者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 公共的団体の代表者
- (6) その他村長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、復興計画が策定された日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から村長が指名する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議は原則として公開するものとする。ただし、東峰村情報公開条例（平成17年条例第8号）第19条に規定する不開示情報が含まれるなど会議の内容により公開に支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。

(住民協議会)

第7条 委員会は、復興計画の策定にあたり地域住民の意見を広く反映させるため次の行政区ごとに住民協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- (1) 小石原地域協議会（小石原北区、小石原中央区、小石原南区）
- (2) 小石原鼓地域協議会（小石原鼓北区、小石原鼓南区）
- (3) 宝珠山地域協議会（竹・岩屋・栗松・板屋・中原、大行司地区）
- (4) 福井地域協議会（上福井・東福井上・東福井下・西福井地区）

2 協議会は、全ての地域住民をもって組織する。

(協議会長及び副会長)

第8条 協議会の会長及び副会長は、関係行政区の区長の中から互選する。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて協議会の会議に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

第10条 委員会にオブザーバーを置く。

2 村長は、必要に応じオブザーバーとして関係行政機関から職員の出席を求めることができる。

3 オブザーバーは、会議において意見を述べることができる。

(報告)

第11条 委員長は、復興計画案を策定したときは、村長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて、策定の間においても、その経過を報告するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、企画政策課及び総務課において処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。